

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年12月13日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

愛知運輸支局 監査担当

伊藤、片岡 TEL 052-351-5313

**乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：名古屋市

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営 業 所：中川営業所（愛知県名古屋市中川区法華2丁目98番地1号）

御器所営業所（愛知県名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地）

浄心営業所（愛知県名古屋市中区浄心1丁目1番地6号）

2. 監査端緒

&lt;中川営業所&gt;&lt;御器所営業所&gt;

前扉を開けた状態で走行した事案が発生した旨事業者より報告があったことから  
監査を実施。（中川営業所7月、御器所営業所6月）

&lt;浄心営業所&gt;

愛知労働局長からの通報を端緒に監査を実施。

3. 行政処分等の概要

&lt;中川営業所&gt;

処 分 日：令和6年12月13日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 20日車（1両×20日間）

違反内容：主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。【累違反】

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

<御器所営業所>

処 分 日：令和6年12月13日

処分内容：文書警告

違反内容：主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

<浄心営業所>

処 分 日：令和6年12月13日

処分内容：文書警告

違反内容：運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

4. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	中川営業所	2点
	御器所営業所	0点
	浄心営業所	0点
当該事業者の累積違反点数		5点